（利息）

第十六条　法第八条の利息は、一年について○・二パーセントとする。

2　［略］

（取戻し）

第十八条　法第九条の特定施設に係る鉱害防止積立金を積み立てておく必要がないものとして経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。

一～四　［略］

五　当該年度の鉱害防止積立金について第十五条第一項により算定した結果、同条第二項に規定する場合に該当することとなつた場合

2　前項第五号に規定する場合に採掘権者又は租鉱権者が取り戻すことができる鉱害防止積立金の額は、第十五条第一項により算定した数値の絶対値の額とする。

（報告）

第二十一条　第十条第一項に規定する特定施設を有する採掘権者又は租鉱権者は、毎年度四月三十日までに、当該特定施設につい

（利息）

第十六条　法第八条の利息は、一年について○・五パーセントとする。

2　［略］

（取戻し）

第十八条　法第九条の特定施設に係る鉱害防止積立金を積み立てておく必要がないものとして経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。

一～四　［略］

五　当該年度の鉱害防止積立金について第十五条第一項第一号、第二号又は第三号の式により算定した結果、同条第二項に規定する場合に該当することとなつた場合

2　前項第五号に規定する場合に採掘権者又は租鉱権者が取り戻すことができる鉱害防止積立金の額は、第十五条第一項第一号、第二号又は第三号の式により算定した数値の絶対値の額とする。

（報告）

第二十一条　第十条第一項に規定する特定施設を有する採掘権者又は租鉱権者は、毎年度四月三十日までに、当該特定施設につい

て次に掲げる事項を記載した書面を産業保安監督部長に提出しなければならない。

一～六　［略］

七　捨石又は鉱さいの集積場にあつては、当該集積場の使用終了予定時における集積物の予定量

八　昭和四十八年七月一日前に設置された捨石又は鉱さいの集積場にあつては、昭和四十八年七月一日から使用終了予定時までに当該集積場に集積されることとなつている集積物の予定量

九・十　［略］

十一　当該年度以降の鉱害防止積立金の積立計画

2　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

て次に掲げる事項を記載した書面を産業保安監督部長に提出しなければならない。

一～六　［略］

七　捨石又は鉱さいの集積場にあつては、当該集積場の設置の日（昭和四十八年七月一日前に設置された集積場にあつては、昭和四十八年七月一日）から当該年度末までに当該集積場に集積されることとなつている集積物の量及び当該集積場の使用終了予定時における集積物の予定量

［新設］

八・九　［略］

［新設］

2　［略］

○経済産業省令第三十四号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第十三条第一項並びにフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令（平成十三年政令第三百九十六号）第一条の規定に基づき、経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和二年四月一日

経済産業大臣　梶山　弘志

経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（指定製品の製造業者等に係る生産量又は輸入量の要件） **第三条**　法第十三条第一項の主務省令で定める要件は、年度の生産量又は輸入量（製造し、及び輸入する製造業者等にあっては、これらを合計した量。国内向け出荷に係るものに限る。）が次の表一の上欄に掲げる指定製品の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。	（指定製品の製造業者等に係る生産量又は輸入量の要件） **第三条**　法第十三条第一項の主務省令で定める要件は、年度の生産量又は輸入量（製造し、及び輸入する製造業者等にあっては、これらを合計した量。国内向け出荷に係るものに限る。）が次の表一の上欄に掲げる指定製品の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。